

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員等

第1節 役員等（第8条—第15条）

第2節 理事会（第16条—第19条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第20条—第22条）

第2節 教育研究審議会（第23条—第25条）

第4章 業務の範囲及び執行（第26条—第28条）

第5章 資本金等（第29条・第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地域に根ざした大学として教育研究の推進に努め、豊かな人間性、高い専門性及び国際性を備え、新たな地域の創造に寄与し実践力のある人材を育成するとともに、上田市における知の拠点として地域の産業及び社会の発展に貢献するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、長野大学（以下「大学」という。）を長野県上田市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、上田市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を長野県上田市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、上田市の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員等

第1節 役員等

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 7人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は上田市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、法第71条第6項に規定する者のうちから、市長が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、法第71条第3項に規定する選考機関として、学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）を置く。

3 学長の任命は、法第71条第6項に規定する者のうちから学長選考会議が行う選考に基づき、理事長が行う。

- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 学長選考会議は、第20条第1項の規定により置かれる経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者3人及び第23条第1項の規定により置かれる教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者3人により構成する。
- 6 学長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 8 前3項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。
- 9 理事長は、第3項の規定により学長を任命したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（理事及び監事の任命）

第12条 理事は、法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 理事長は、前2項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 4 監事は、法第14条第2項に規定する者のうちから、市長が任命する。

（役員の任期）

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、4年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でない者であったときの前条第2項の規定の適用については、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者であるとみなす。

（役員の解任）

第14条 市長又は理事長は、法第17条（法第76条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第75条の規定により、それぞれの任命に係る役員（学長を含む。）を解任することができる。

（職員の任命等）

第15条 法人の職員は、理事長が任命する。

- 2 理事長が大学の副学長、学部長、研究科長その他地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第22条に規定する部局の長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第16条 法人の重要事項を議決する機関として、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事により構成する。

（招集）

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

（議事）

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第19条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- （1）中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）についての意見（法人が法第78条第3項の規定により市長に対して述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項
- （2）中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
- （3）中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）に関する事項

- (4) 法の規定により市長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第20条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法第77条第1項に規定する経営審議機関として、経営審議会（以下「経営審議会」という。）を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員により構成し、第3号及び第4号に掲げる委員の定数は、法人の規程で定める。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上としなければならない。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第21条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があつたときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。

6 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議會は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (3) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 法の規定により市長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (5) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程（法第45条に規定する会計規程をいう。）、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数その他の法人の経営に関する事項
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 経営改革に関すること
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法第77条第3項に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成し、第5号から第7号に掲げる委員の定数は、法人の規程で定める。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (6) 学長が指名する理事及び職員

(7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、前項第1号から第5号までに掲げる委員の任期及び第6号に掲げる委員のうち理事である者の任期は、当該職にある期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

(2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

(3) 中期計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

(4) 法の規定により市長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

(5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(6) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）

(7) 教育課程に関する事項

(8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(9) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項

(10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、及び運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。

(5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書（法第22条に規定する業務方法書をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

2 業務方法書は、これを公表しなければならない。

(財務及び会計)

第28条 法人の財務及び会計については、法第4章の定めるところによるものとする。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を上田市が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日現在における時価を基準として上田市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを上田市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命に関する特例)
- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、法第72条第3項において読み替えて準用する法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が行う。この場合において、第11条第4項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第2項」とする。
- 3 前項の規定により任命された学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、法人の成立の日から4年とする。

附 則 (平成30年11月29日)

(施行期日)

- 1 この定款は、長野県知事の認可の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この定款の施行の際、現に法人の監事である者の任期については、この定款による変更後の公立大学法人長野大学定款第13条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

- 1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

(施行期日)

- 1 この定款は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の変更は、変更に係る資産を上田市に納付した日から適用する。

別表第1 (第29条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (m ²)
土地	上田市下之郷字紅平816番7	学校用地	691
	上田市下之郷字紅平816番8	学校用地	465
	上田市下之郷字中山乙451番	学校用地	277
	上田市下之郷字中山乙451番1	雑種地	23
	上田市下之郷字中山乙458番	学校用地	1,064

上田市下之郷字向中山乙460番イ	学校用地	809
上田市下之郷字向中山乙460番ロ	学校用地	671
上田市下之郷字向中山乙461番	山林	588
上田市下之郷字向中山乙462番1	山林	565
上田市下之郷字向中山乙462番2	山林	1,434
上田市下之郷字向中山乙463番	山林	1,034
上田市下之郷字向中山乙464番1	山林	439
上田市下之郷字向中山乙464番2	山林	1,001
上田市下之郷字向中山乙464番3	山林	611
上田市下之郷字向中山乙465番1	山林	730
上田市下之郷字向中山乙465番ロ	山林	314
上田市下之郷字向中山乙465番ハ	原野	1,163
上田市下之郷字向中山乙466番	山林	1,246
上田市下之郷字向中山乙467番1	山林	238
上田市下之郷字向中山乙467番ロ	学校用地	631
上田市下之郷字向中山乙467番ハ	学校用地	743
上田市下之郷字向中山乙468番イ	山林	499
上田市下之郷字向中山乙468番ロ	山林	555
上田市下之郷字向中山乙469番	原野	578
上田市下之郷字向中山乙470番	ため池	238
上田市下之郷字向中山乙470番1	山林	11
上田市下之郷字向中山乙470番2	山林	8.86
上田市下之郷字向中山乙470番3	山林	17
上田市下之郷字向中山乙471番	山林	601
上田市下之郷字向中山乙472番	山林	2,142
上田市下之郷字向中山乙473番1	山林	597
上田市下之郷字向中山乙473番2	山林	337
上田市下之郷字向中山乙474番	ため池	99
上田市下之郷字向中山乙474番1	山林	8.88
上田市下之郷字向中山乙474番2	山林	6.46

上田市下之郷字向中山乙474番3	山林	10
上田市下之郷字向中山乙475番	山林	862
上田市下之郷字向中山乙476番	山林	740
上田市下之郷字向中山乙477番	山林	816
上田市下之郷字向中山乙478番1	山林	66
上田市下之郷字向中山乙479番	山林	300
上田市下之郷字向中山乙479番1	山林	53
上田市下之郷字向中山乙480番1	山林	211
上田市下之郷字向中山乙480番2	山林	152
上田市下之郷字向中山乙481番1	学校用地	516
上田市下之郷字向中山乙481番2	学校用地	197
上田市下之郷字向中山乙482番	学校用地	925
上田市下之郷字向中山乙482番1	雑種地	51
上田市下之郷字向中山乙483番2	学校用地	135
上田市下之郷字向中山乙483番イ	学校用地	277
上田市下之郷字向中山乙484番イ	学校用地	733
上田市下之郷字向中山乙484番口	学校用地	241
上田市下之郷字向中山乙484番ハ	学校用地	390
上田市下之郷字向中山乙485番1	学校用地	1,170
上田市下之郷字向中山乙485番2	雑種地	47
上田市下之郷字向中山乙485番口	学校用地	383
上田市下之郷字向中山乙486番	学校用地	360
上田市下之郷字向中山乙486番1	学校用地	120
上田市下之郷字向中山乙487番	学校用地	181
上田市下之郷字向中山乙488番イ	学校用地	357
上田市下之郷字向中山乙488番口	学校用地	95
上田市下之郷字向中山乙489番イ	山林	770
上田市下之郷字向中山乙489番口	原野	485
上田市下之郷字向中山乙490番1	学校用地	614
上田市下之郷字向中山乙490番2	山林	1,080

上田市下之郷字向中山乙490番口	山林	142
上田市下之郷字向中山乙491番	山林	512
上田市下之郷字向中山乙492番	山林	476
上田市下之郷字向中山乙493番	学校用地	429
上田市下之郷字向中山乙494番	学校用地	499
上田市下之郷字向中山乙495番	山林	442
上田市下之郷字向中山乙496番	山林	598
上田市下之郷字向中山乙497番	学校用地	727
上田市下之郷字向中山乙498番	学校用地	376
上田市下之郷字向中山乙499番	学校用地	1,094
上田市下之郷字向中山乙499番1	山林	353
上田市下之郷字向中山乙500番	学校用地	737
上田市下之郷字向中山乙501番1	学校用地	141
上田市下之郷字向中山乙501番2	学校用地	681
上田市下之郷字向中山乙501番3	雑種地	54
上田市下之郷字向中山乙502番	学校用地	780
上田市下之郷字向中山乙503番	学校用地	707
上田市下之郷字向中山乙504番	学校用地	502
上田市下之郷字前中山乙505番	学校用地	915
上田市下之郷字前中山乙506番1	学校用地	423
上田市下之郷字前中山乙506番2	学校用地	98
上田市下之郷字前中山乙506番3	雑種地	30
上田市下之郷字前中山乙507番	学校用地	601
上田市下之郷字前中山乙507番1	雑種地	39
上田市下之郷字前中山乙508番2	学校用地	493
上田市下之郷字前中山乙508番3	学校用地	25
上田市下之郷字前中山乙508番4	学校用地	69
上田市下之郷字前中山乙510番2	学校用地	160
上田市下之郷字三郎乙587番	学校用地	1,190
上田市下之郷字三郎乙587番1	学校用地	140

上田市下之郷字三郎山乙616番1	廃水路敷	79
上田市下之郷字三郎山乙616番2	雑種地	173
上田市下之郷字三郎山乙616番3	学校用地	175
上田市下之郷字三郎山乙616番4	学校用地	58
上田市下之郷字三郎山乙616番5	学校用地	101
上田市下之郷字三郎山乙616番イ	学校用地	704
上田市下之郷字三郎山乙616番ロ	学校用地	509
上田市下之郷字三郎山乙617番3	学校用地	76
上田市下之郷字三郎山乙619番1	廃水路敷	23
上田市下之郷字三郎山乙619番2	学校用地	171
上田市下之郷字三郎山乙619番4	学校用地	38
上田市下之郷字三郎山乙625番2	学校用地	3.97
上田市下之郷字三郎山乙626番3	学校用地	155
上田市下之郷字三郎山乙626番4	学校用地	288
上田市下之郷字三郎山乙629番2	学校用地	254
上田市下之郷字三郎山乙629番3	学校用地	484
上田市下之郷字三郎山乙630番1	雑種地	156
上田市下之郷字三郎山乙630番2	学校用地	1,114
上田市下之郷字三郎山乙631番	学校用地	776
上田市下之郷字三郎山乙632番	学校用地	307
上田市下之郷字三郎山乙633番	学校用地	1,100
上田市下之郷字三郎山乙634番	学校用地	1,110
上田市下之郷字三郎山乙634番1	山林	85
上田市下之郷字三郎山乙635番	山林	1,074
上田市下之郷字三郎山乙636番	山林	469
上田市下之郷字三郎山乙637番	学校用地	1,249
上田市下之郷字三郎山乙637番1	雑種地	134
上田市下之郷字三郎山乙638番	山林	1,401
上田市下之郷字三郎山乙639番	学校用地	892
上田市下之郷字三郎山乙640番	学校用地	1,213

上田市下之郷字三郎山乙641番	学校用地	1,097
上田市下之郷字三郎山乙642番1	学校用地	664
上田市下之郷字三郎山乙642番2	学校用地	714
上田市下之郷字三郎山乙643番	学校用地	1,348
上田市下之郷字三郎山乙643番1	山林	267
上田市下之郷字三郎山乙644番	学校用地	366
上田市下之郷字三郎山乙644番1	宅地	167.56
上田市下之郷字三郎山乙645番	学校用地	568
上田市下之郷字三郎山乙646番	学校用地	1,788
上田市下之郷字三郎山乙647番3	学校用地	204
上田市下之郷字三郎山乙647番4	学校用地	91
上田市下之郷字三郎山乙647番5	学校用地	36
上田市下之郷字三郎山乙647番イ	学校用地	552
上田市下之郷字三郎山乙648番	学校用地	611
上田市下之郷字三郎山乙649番1	学校用地	358
上田市下之郷字三郎山乙649番2	学校用地	127
上田市下之郷字三郎山乙650番1	学校用地	276
上田市下之郷字三郎山乙650番2	学校用地	247
上田市下之郷字三郎山乙650番3	学校用地	116
上田市下之郷字三郎山乙650番ロ	学校用地	730
上田市下之郷字三郎山乙651番1	学校用地	176
上田市下之郷字三郎山乙651番3	学校用地	187
上田市下之郷字三郎山乙655番1	学校用地	242
上田市下之郷字三郎山乙655番4	学校用地	143
上田市下之郷字三郎山乙655番9	学校用地	14
上田市下之郷字三郎山乙656番1	学校用地	261
上田市下之郷字三郎山乙656番5	学校用地	247
上田市下之郷字三郎山乙658番1	学校用地	1,036
上田市下之郷字三郎山乙659番	学校用地	588
上田市下之郷字三郎山乙659番1	学校用地	34

上田市下之郷字三郎山乙660番1	学校用地	614
上田市下之郷字下布引乙661番1	学校用地	446
上田市下之郷字下布引乙661番2	学校用地	112
上田市下之郷字下布引乙661番3	学校用地	224
上田市下之郷字下布引乙661番10	学校用地	16
上田市下之郷字下布引乙662番1	学校用地	116
上田市下之郷字下布引乙662番2	学校用地	373
上田市下之郷字下布引乙663番1	学校用地	427
上田市下之郷字下布引乙664番	学校用地	376
上田市下之郷字下布引乙665番1	学校用地	1,171
上田市下之郷字下布引乙666番	学校用地	826
上田市下之郷字下布引乙667番	学校用地	571
上田市下之郷字下布引乙668番イ	学校用地	1,907
上田市下之郷字下布引乙668番ロ	学校用地	198
上田市下之郷字下布引乙669番	学校用地	304
上田市下之郷字下布引乙670番	学校用地	485
上田市下之郷字下布引乙670番1	宅地	115.16
上田市下之郷字下布引乙671番	学校用地	542
上田市下之郷字下布引乙672番1	山林	95
上田市下之郷字下布引乙672番2	学校用地	801
上田市下之郷字下布引乙673番イ	山林	885
上田市下之郷字下布引乙673番ロ	山林	370
上田市下之郷字下布引乙674番1	山林	1,553
上田市下之郷字下布引乙674番ロ	原野	1,418
上田市下之郷字下布引乙675番	山林	714
上田市下之郷字下布引乙676番	山林	638
上田市下之郷字下布引乙677番	学校用地	806
上田市下之郷字下布引乙678番	学校用地	360
上田市下之郷字下布引乙679番	学校用地	591
上田市下之郷字下布引乙680番	学校用地	747

上田市下之郷字下布引乙681番	山林	634
上田市下之郷字下布引乙682番	山林	396
上田市下之郷字下布引乙683番1	山林	403
上田市下之郷字下布引乙683番口	原野	330
上田市下之郷字下布引乙684番	山林	879
上田市下之郷字下布引乙685番	山林	624
上田市下之郷字下布引乙686番	山林	638
上田市下之郷字下布引乙687番	山林	671
上田市下之郷字下布引乙688番	山林	694
上田市下之郷字下布引乙689番	山林	710
上田市下之郷字下布引乙690番	山林	849
上田市下之郷字下布引乙697番	学校用地	1,114
上田市下之郷字下布引乙698番	学校用地	1,200
上田市下之郷字下布引乙698番1	雑種地	83
上田市下之郷字下布引乙699番	学校用地	509
上田市下之郷字下布引乙700番	学校用地	1,004
上田市下之郷字中布引乙700番1	学校用地	123
上田市下之郷字中布引乙700番2	学校用地	33
上田市下之郷字中布引乙700番3	学校用地	214
上田市下之郷字中布引乙700番6	学校用地	2.17
上田市下之郷字中布引乙700番7	学校用地	12
上田市下之郷字中布引乙700番9	学校用地	38
上田市下之郷字中布引乙700番11	学校用地	10
上田市下之郷字中布引乙701番1	雑種地	241
上田市下之郷字中布引乙701番3	学校用地	213
上田市下之郷字中布引乙701番4	学校用地	1,084
上田市下之郷字中布引乙701番7	学校用地	41
上田市下之郷字中布引乙701番8	学校用地	2.13
上田市下之郷字中布引乙701番11	学校用地	2.89
上田市下之郷字中布引乙701番12	学校用地	66

上田市下之郷字中布引乙701番14	学校用地	4.56
上田市下之郷字中布引乙702番1	学校用地	1,021
上田市下之郷字中布引乙702番3	学校用地	138
上田市下之郷字中布引乙703番1	学校用地	789
上田市下之郷字中布引乙703番2	学校用地	268
上田市下之郷字中布引乙703番6	学校用地	106
上田市下之郷字中布引乙703番8	学校用地	351
上田市下之郷字中布引乙704番1	学校用地	612
上田市下之郷字中布引乙706番1	学校用地	2,469
上田市下之郷字中布引乙706番2	学校用地	69
上田市下之郷字中布引乙706番3	学校用地	56
上田市下之郷字中布引乙706番4	原野	49
上田市下之郷字中布引乙706番5	学校用地	59
上田市下之郷字中布引乙706番7	学校用地	1,957
上田市下之郷字中布引乙706番10	学校用地	1,074
上田市下之郷字中布引乙706番11	学校用地	156
上田市下之郷字中布引乙706番14	学校用地	303
上田市下之郷字中布引乙706番15	学校用地	175
上田市下之郷字中布引乙706番二	原野	257
上田市下之郷字中布引乙707番1	学校用地	3,498
上田市下之郷字中布引乙707番4	学校用地	11
上田市下之郷字中布引乙707番口の1	学校用地	638
上田市下之郷字中布引乙707番口の2	学校用地	39
上田市下之郷字中布引乙709番1	学校用地	1,652
上田市下之郷字中布引乙709番2	学校用地	571
上田市下之郷字中布引乙709番3	学校用地	88
上田市下之郷字中布引乙709番4	学校用地	26
上田市下之郷字中布引乙709番5	学校用地	103
上田市下之郷字中布引乙710番	学校用地	1,269
上田市下之郷字中布引乙710番1	雑種地	51

上田市下之郷字中布引乙710番2	学校用地	39
上田市下之郷字中布引乙711番1	学校用地	351
上田市下之郷字中布引乙711番2	学校用地	6.61
上田市下之郷字中布引乙711番3	学校用地	39
上田市下之郷字中布引乙711番4	学校用地	28
上田市下之郷字中布引乙711番5	学校用地	4.85
上田市下之郷字中布引乙711番8	学校用地	18
上田市下之郷字中布引乙712番1	学校用地	132
上田市下之郷字中布引乙712番2	学校用地	128
上田市下之郷字中布引乙712番3	学校用地	52
上田市下之郷字中布引乙713番1	学校用地	265
上田市下之郷字中布引乙713番2	学校用地	214
上田市下之郷字中布引乙713番3	学校用地	66
上田市下之郷字中布引乙713番4	学校用地	33
上田市下之郷字中布引乙713番5	学校用地	40
上田市下之郷字中布引乙713番7	学校用地	21
上田市下之郷字中布引乙714番2	学校用地	153
上田市下之郷字中布引乙715番2	学校用地	188
上田市下之郷字中布引乙715番3	学校用地	69
上田市下之郷字中布引乙715番4	学校用地	709
上田市下之郷字中布引乙715番6	雑種地	71
上田市下之郷字中布引乙715番8	学校用地	67
上田市下之郷字中布引乙716番1	学校用地	1,289
上田市下之郷字中布引乙716番2	学校用地	243
上田市下之郷字中布引乙716番3	学校用地	72
上田市下之郷字中布引乙717番1	学校用地	423
上田市下之郷字中布引乙717番2	学校用地	423
上田市下之郷字中布引乙718番	学校用地	416
上田市下之郷字中布引乙719番1	学校用地	1,008
上田市下之郷字中布引乙719番2	学校用地	922

上田市下之郷字中布引乙720番	学校用地	1,209
上田市下之郷字中布引乙721番	学校用地	2,314
上田市下之郷字中布引乙722番1	学校用地	307
上田市下之郷字中布引乙722番口	学校用地	409
上田市下之郷字中布引乙723番	学校用地	1,028
上田市下之郷字中布引乙724番1	学校用地	1,077
上田市下之郷字中布引乙724番2	学校用地	92
上田市下之郷字中布引乙724番3	学校用地	56
合計		136,296.10

別表第2（第29条関係）

資産の種類	所在地	名称	構造	延べ床面積（㎡）
建物	上田市下之郷字三郎山 乙658番地1、乙645番地、乙 646番地、乙648番地、乙659 番地、乙659番地1	1号館	鉄筋コンクリート 造陸屋根2階建	1,351.53
	上田市下之郷字三郎山 乙644番地、乙645番地、乙 646番地	2号館	鉄筋コンクリート 造陸屋根4階建	2,070.09
	上田市下之郷字三郎山 乙647番地イ、乙647番地4、 乙646番地	3号館	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	962.43
	上田市下之郷字三郎山 乙643番地、乙642番地1、乙 642番地2	4号館	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板 葺3階建	2,387.03
	上田市下之郷字下布引 乙668番地イ、乙668番地ロ、 乙670番地	5号館	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板 葺3階建	997.00
	上田市下之郷字三郎山 乙637番地、乙640番地、乙	6号館	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板	1,881.33

641番地、乙632番地、乙637番地1		葺5階建	
上田市下之郷字下布引 乙680番地、乙677番地、乙678番地、乙679番地	7号館	鉄骨造ルーフィング葺平屋建	756.00
		コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	11.35
上田市下之郷字中布引 乙706番地7、乙706番地7先 上田市下之郷字三郎 乙587番地、乙587番地先	8号館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,890.10
		コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	5.19
上田市下之郷字三郎山 乙650番地ロ、乙648番地、乙649番地1、乙650番地1、乙650番地2、乙651番地1、乙655番地1、乙656番地1、乙656番地5、乙658番地1	9号館	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3,580.67
合計			15,892.72